

## 議案第54号

### 四條畷市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり四條畷市手数料条例の一部を改正する条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月19日 提出

四條畷市長 東 修 平

#### 提案理由

戸籍法の一部改正に伴い、本籍地の市区町村長以外の指定市区町村長に対する戸籍証明書等の交付の請求、戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行等の制度が開始されること及び令和6年度から介護保険事業を単独実施するにあたり、四條畷市が行う介護保険事業所の指定に関する事務手数料について、所要の改正を行いたく、本案を提案した。

四條畷市手数料条例の一部を改正する条例

四條畷市手数料条例（昭和49年条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1中第5号中「又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付」を「又は戸籍証明書の交付」に改める。

同表中第39号を第41号とし、第11号から第38号を2号ずつ繰り下げ、第10号中「閲覧」の次に「又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧」を加え第12号とし、第9号中「又は届書」を「、届書」に改め、「証明」の次に「又は届書等情報の内容の証明」を加え第11号とし、

（8）除かれた戸籍（磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍を除く。）に記載した事項に関する証明	1件につき 450円	を
---	------------	---

（9）除かれた戸籍（磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍を除く。）に記載した事項に関する証明	1件につき 450円	に改め、
（10）除籍電子証明書提供用識別符号の発行	1件につき 700円（電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合（総務省令で定める）及び同一事項の除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書と同時に請求する場合は徴収しない）	

第7号中「又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記載されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付」を「又は除籍証明書の交付」に改め第8号とし、第6号の次に

（7）戸籍電子証明書提供用識別符号の発行	1件につき 400円（電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合（総務省令で定める）及び同一事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書と同時に請求する場合は徴収しない）	を加える。
----------------------	---	-------

別表第3備考中第4号を第5号、第3号を第4号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) この表の(4)の項及び(8)の項に規定する指定の更新の申請が同時になされた場合(当該2の申請に係る事業を同一の事業所において一体的に運営しようとする場合に限る。)における当該2の申請に対する指定の更新 10,000円

別表第3備考中第2号の次に次の1号を加える。

(3) この表の(3)の項及び(7)の項に規定する指定の申請が同時になされた場合(当該2の申請に係る事業を同一の事業所において一体的に運営しようとする場合に限る。)における当該2の申請に対する指定 35,000円

#### 附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は同年4月1日から施行する。